

証明書の交付申請について

下水道使用料等の納付証明書が必要な場合は、必要書類をご持参のうえ窓口へお越しください。なお、郵送による申請や、電子メールで申請書を送付することもできます。詳しくは下記をご覧ください。

1. 申請に必要な書類等

窓口で申請するとき	(1) 下水道収納金証明書交付申請書 (2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
郵送で申請するとき	(1) 下水道収納金証明書交付申請書 (2) 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など） (3) 手数料（郵便局の定額小為替） ※郵便局にて必要額をご購入ください。 ※定額小為替には表・裏に記入欄がありますが何も記入しないでください。 （記入されている場合、換金できず返送させていただく場合があります） (4) 返信用封筒（所要額の切手を貼り、あて先をご記入ください。）
電子メールで申請書を送付するとき (証明書の交付は、窓口で行います。)	(1) 下水道収納金証明書交付申請書 「下水道収納金証明交付申請書」を道路下水道局ホームページよりダウンロードのうえ、必要事項を入力し、下記のアドレス宛にメールで添付・送信してください。 【下水道料金課メールアドレス】 gesuiryokin.RSB@city.fukuoka.lg.jp (2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など） 申請書を送付するときは、本人確認書類の添付は不要です。後日、窓口で本人確認書類を必ず提示してください。 ※交付が可能になりましたら、返信メールでお知らせします。また、他に提出が必要な書類があるときも、原則、メールでお知らせします。

※申請者と証明対象者（納入義務者）が異なる場合は、次の書類も必要です。

- ①委任状（作成日から3カ月以内のもの。また、ご家族の場合でも必要です。）
- ②代理の方の本人確認書類（郵送で申請するときは「写し」、及び、証明対象者の本人確認書類の写し
- ③申請者が相続人の場合は申請者と納入義務者の関係がわかるもの。（戸籍謄本の写し、不動産登記簿の写し等）

電子メールで申請書を送付するとき

申請書を送付するときは、①、②、③の添付は不要です。後日、窓口で①、②、③を必ず提出してください。

※法人の場合は、法人印・代表者職印を押印した申請書が必要です。なお、申請書に法人印・代表者職印の押印があれば委任状は不要です。

法人による申請を電子メールで送付するとき

申請書を送付するときは、押印は不要です。後日、窓口で押印された申請書を必ず提出してください。

2. 証明書発行手数料について

証明の種類	手数料
下水道使用料納付証明書 再生水料金納付証明書	年度毎に 300円
下水道事業受益者負担金納付証明書 水洗便所改造資金貸付償還金納付証明書	納付番号毎に 300円
下水道収納金に滞納がないことの証明書	1件（通）毎に 300円
下水道事業受益者負担金賦課済みの証明書	1件（通）毎に 300円

ご注意ください

※証明書の発行は、福岡市道路下水道局が請求する下水道収納金に限ります。

※水道局から請求される上下水道料金の収納証明は、水道局お客さまセンターにお問い合わせください。（TEL092-532-1010）

※納付の状況により、窓口でお待たせする場合や発行までに数日かかる場合がございます。
事前にご連絡いただくと、お待たせする時間が短くなります。

※証明の内容等によっては発行出来ない場合がありますので、事前にお問い合わせのうえ請求してください。

お問い合わせ・申請先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1（福岡市役所6階）

道路下水道局総務部下水道料金課 収納・整理係

TEL：092-711-4507 FAX：092-733-5596

E-Mail：gesuiryokin.RSB@city.fukuoka.lg.jp